

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金（消費税込み）

(表1)

区分	申請戸数	技術的審査料金	
		新規審査(イ)	計画の変更審査(ロ)
1 住宅部分	1戸(戸建住宅を含む)	31,000円	16,000円
	2戸～5戸	62,000円	31,000円
	6戸～10戸	82,000円	41,000円
	11戸～25戸	110,000円	55,000円
	26戸～50戸	150,000円	75,000円
	51戸～100戸	193,000円	97,000円
	101戸～200戸	239,000円	120,000円
	201戸～300戸	322,000円	161,000円
	301戸～	400,000円	200,000円
2 共用部分	当該面積	新規審査(イ)	計画の変更審査(ロ)
	300㎡以内	104,000円	52,000円
	300㎡超 2,000㎡以内	155,000円	78,000円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	193,000円	97,000円
	5,000㎡超 10,000㎡以内	218,000円	109,000円
	10,000㎡超 25,000㎡以内	250,000円	125,000円
	25,000㎡超	273,000円	137,000円
3 非住宅部分	当該面積	新規審査(イ)	計画の変更審査(ロ)
	300㎡以内	244,000円	122,000円
	300㎡超 2,000㎡以内	372,000円	186,000円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	475,000円	238,000円
	5,000㎡超 10,000㎡以内	546,000円	273,000円
	10,000㎡超 25,000㎡以内	632,000円	316,000円
	25,000㎡超	696,000円	348,000円

(注) 当財団での技術的審査は、表1区分欄の「1住宅部分」のみとなります。

(1) 住宅部分を有する建築物

①「住戸」の申請については、1(イ)の料金となります。

②「建築物全体」の申請、及び「建築物全体」と「住戸」の両方についての申請

②-1 共同住宅については、1(イ)の料金と2(イ)の料金の合計額となります。

②-2 複合建築物については、1(イ)の料金と2(イ)の料金、及び3(イ)の料金の合計額となります。

(2) 非住宅建築物の申請については3(イ)の料金となります。

(3) 計画の変更に係る技術的審査料金

上記(1)と(2)に記載された1～3の(ロ)欄の料金となります。

なお、次の内容の変更をする場合は無料となります。

- ・依頼者及び代理者の変更の場合
- ・依頼者及び代理者の住所の変更の場合
- ・地名地番の変更の場合
- ・認定基準等への適合性が容易に判断できる変更の場合

(4) 適合証を再発行する場合、又は、(3)のなお書きによる変更に基づき適合証を発行する場合の料金は、

1適合証当たり1,000円となります。

(表2)

技術的審査依頼について、既に当財団から設計住宅性能評価書の交付を受けたもの(当財団に同時に申請し、その交付後に適合証の交付を受けるものを含む。)の技術的審査料金は「別表1」の2分の1の額となります。
(千円未満の端数が生じた場合は切上げになります。)

※当センターでは認定申請に先立ち技術的審査を行い認定基準に適合することを証する「適合証」の交付のみをおこないます。

認定申請に当たっては、所管行政庁へ申請する必要があります。